

**令和9年度及び令和10年度 米子市上下水道局配水管等工事入札参加資格審査申請書提出要領
(給水区域内業者用)**

米子市上下水道局の配水管等工事の指名競争入札に参加を希望する者で給水区域内に本店を有するもの（以下「給水区域内業者」という。）は、次の事項に注意して提出書類を作成し、提出すること。（※給水区域とは、米子市、境港市及び西伯郡日吉津村をいいます。）

1 受付期間等（※鳥取県の認定期間とは異なるので注意すること）

受付期間			認定期間
第1期	第1回	令和8年10月1日～令和9年1月31日	令和9年6月1日～令和11年5月31日
	第2回	令和9年4月1日～同月30日	令和9年7月1日～令和11年5月31日
	第3回	令和9年7月1日～同月31日	令和9年10月1日～令和11年5月31日
第2期	第4回	令和9年10月1日～令和10年1月31日	令和10年6月1日～令和11年5月31日
	第5回	令和10年4月1日～同月30日	令和10年7月1日～令和11年5月31日
	第6回	令和10年7月1日～同月31日	令和10年10月1日～令和11年5月31日

ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。受付時間は午前9時から午後5時までとする。

- 2 提出先 〒683-0008 米子市車尾南二丁目8番1号 米子市上下水道局総務課契約管財担当
Tel : 0859-32-6117 FAX : 0859-23-3530

3 提出書類

提出書類	給水区域内 業者	備考
入札参加資格審査申請書類チェックシート（建設工事）	○	■ 「作成者チェック欄」に✓を入力して提出すること。
米子市上下水道局配水管等工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	
入札参加資格希望表（様式第2号）	△ ※1	
工事経歴書（様式第3号）	△ ※1 ※2	■ 記載された工事の内容を確認することができるものとして、当該工事の工事カルテの写し又は請負契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
職員調書（技術職員）（様式第4号）	○	■ 給水装置主任技術者、土木施工管理技士、配管工の資格を証明する書類の写しを添付すること。 ■ 建設業許可の要件となっている営業所の専任技術者については、その番号を○で囲むこと。
職員調書（その他の職員）（様式第5号）	○	
使用印鑑届（様式第6号）	△ ※1	■ 使用印鑑は、代表者役職印又は個人印とすること。（会社印は不可）
市税等同意書兼誓約書（様式第7号）	△ ※1	
資本関係等調書（様式第8号）	△ ※1 ※3	■ 米子市上下水道局配水管等工事入札参加資格者との関係についてのみ記載すること（入札参加資格者については、米子市ホームページに掲載の資格者名簿を参照すること。）。
労働保険料納付証明書	△ ※1 ※4	■ 鳥取労働局長の証明済みのもの ■ 申請日前3か月以内に証明されたもの ■ コピー可
I SO9001 又は I SO14001 の認証書（写し）	△ ※1	■ 認証を取得している場合
建設業許可通知書（写し）又は 建設業許可証明書若しくはその写し	△ ※1	■ 証明書については、申請日前3か月以内に発行されたもの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	△ ※1	■ 総合評定値が記載されたもの ■ 審査基準日が令和7年10月1日から令和8年9月30日までの通知書
法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 個人にあっては、当該個人の住民票の抄本	△ ※1	■ 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 ■ 申請日前3か月以内に発行されたもの ■ コピー可
消費税及び地方消費税の納税証明書	△ ※1	■ 証明書様式その3又はその3の2若しくはその3の3 ■ 申請日前3か月以内に発行されたもの ■ コピー可

注) ○：必要な書類、△：該当者のみ必要な書類

※1 米子市との合同受付（米子市上下水道局告示第40号）で入札参加資格等の申請手続（水道施設工事）を行った者は省略することができる。

※2 次に掲げる場合に提出すること。

(1) 完成工事高に2年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合

(2) 完成工事高に3年平均を採用した直前審査に係る審査基準日前2年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合

※3 次に掲げる場合は必要事項を記載して、該当事項がない場合は「該当なし」と記載して、提出すること。ただし、米子市及び米子市上下水道局配水管等工事入札参加資格者との関係についてのみ記載すること。

(1) 申請者が他者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

(2) 申請者と他者が、同一の会社の議決権保有者である関係

(3) 申請者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人を含む。）が他者の取締役を兼ねている関係

(4) 申請者の取締役と他者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係

(5) 前各号の関係に準ずる関係

※4 労働保険料納付証明願を鳥取労働局（鳥取市富安二丁目89番地9）に持参し、又は郵送して、証明を受けたものを提出すること（証明手数料は、無料）。なお、様式は、鳥取労働局のホームページ（「各種法令・制度・手続き」→「労働保険関係」→「労働保険料納付証明書について」→「労働保険料の納付証明書はこちらから」）においても入手することができる。

4 提出方法 持参、郵便又は信書便（書留等）とする。

5 資格の有効期間

令和11年5月31日（令和11年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、当該決定の日の前日）までとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに定める日までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が資格要件のいずれかに該当しなくなった場合は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が当該事実を確認した日の前日

(2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していない場合は、管理者が当該事実を確認した日の前日

(3) 審査基準日が令和8年10月1日から令和9年9月30日までの経営事項審査結果通知書等の写しを令和10年2月末日までに提出しない場合は、令和10年度の入札参加資格が決定する日の前日

6 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

7 注意事項

(1) 水道施設工事の許可及び経営事項審査（総合評定値の通知を受けているもの）を受けていない者、市税等に滞納がある者並びに暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員を役員等（役員、支配人その他経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている者については、指名競争入札に参加する資格を認めない。

(2) 中央公共工事契約制度運用連絡協議会の統一様式による申請は、受け付けない。

(3) 申請書を郵便又は信書便により提出する場合は、書留又はこれに準じたものにより送付すること。この場合

には、各受付期間の最終日の**午後5時**までに到着したものに限り、受け付ける。

- (4) 各様式の押印（使用印鑑届（様式第7号）の使用印欄への押印を除く。）については、申請者等が個人事業主であって、当該申請者等が氏名を自署する場合は、その押印を省略することができる。